



# 記念発刊



あなたの身近に相談できる人がいますか  
 全国どこからでもご相談いただけます  
 あなたの意見が活かされます  
**出前教室（行政・人権）開催しませんか**  
 （詳細は6～7ページをご覧ください）



生活の中にひそむ多岐にわたる諸問題に対応してゆくために

## 南島原くらしの総合相談所 所長 木村優仁

●問題に直面した時や行き詰まった時に身近に相談できる人がいるかどうかです。サギ被害を被（こうむ）っている人は、一人に対応している場合が多いからです。孤独であったり、孤立している場合がほとんどです。職場でのパワハラ、セクハラ、学校などでのいじめも同じではないでしょうか。人間も苦しんだり爆発したいときシグナルを發します。自然でいう「前ぶれ」「前兆」「予兆」と言うように、その人に、何かが起こる前にそれを暗示するような現象があらわれます。その時、側に心の通じ、互いに観察し合う人が居なくてはいけない時代です。また、社会生活において、医療の専門家、法律の専門家、そして身近に相談できる人の3名もっていたら生きていく上で心強い。特に、あらゆる相談に対応する総務省の行政相談委員なら気軽に相談でき、さらには相談は無料なんです。●

暮らしの中で、困ったことはありませんか  
 相談先が、わからない時、まず行政相談を

相談方法

1. 南島原くらしの総合相談所（毎月第2・第4木曜の17時30分）  
 会場：ありえコレジヨホール／働いている方も相談できるように、午後5時30分から開催しています。電話いただければあなたに合わせて待つようにしています。
2. 訪問相談：個人・知人友人・グループ・ミニ集会・自治会の集会などへの訪問しての相談もしております。
2. 固定電話0957-82-5923／携帯電話090-1362-0138
3. FAX0957-82-5923 4. ショートメール（70文字）090-1362-0138
5. Mail：[arie@minamishimabara.com](mailto:arie@minamishimabara.com)
6. ホームページ：<http://www.minamishimabara.com>  
 時間を気にしないでいいし、若い人も気軽に相談できるようにとの考えで始めました。全国から相談をいただいております。

具体内容

農地を貸したい借りたい・生活困窮者自立支援・介護施設の選び方・空き家・マイナンバーカード・道路の穴ぼこ・標識・カーブミラー・街路灯・パソコン導入・ネットトラブル・訪問販売・通販・電話勧誘・クーリングオフ・多重債務・介護・福祉・登記・遺言書・相続・贈与・成年後見制度・社会労働保険・年金・各種税金・いじめ・差別・DV・各種ハラスメント・奨学金・教育ローン・献体・終活（エンディングノート）・便利（ベンリグ）国県市への苦情、要望、改善意見

将来を見据えて

- ①メモする。記録する。（携帯の位置表示、録音、写真機能を活用する。）
- ②ポケットにボイスレコーダー
- ③自家用車にドライブレコーダー
- ④SNS（facebook・Mail・LINE・Twitter・Blog・インスタグラムなど）は必要最低限にて対応して余分なことはしない。
- ⑤自宅に防犯カメラ（月に一度は家の周りを観察しよう。シールや記号など書いてないですか）
- ⑥外出の時は、メモを置くか、家族共有の黒板に訪問先等を記入。
- ⑦自宅の電話は、番号表示、録音機能のものにする。

南島原市

- 南島原市民相談センタ  
 ☎82-3010・消費生活・多重債務・一般相談（人権・生活）
- 無料弁護士相談：（相談日は別紙一覧表をご覧ください）
- 無料司法書士相談会：借金・登記・相続・契約（一覧表）
- 無料行政書士相談会：相続・遺言・不動産（一覧表）
- 無料法律相談  
 社会福祉協議会地域福祉課☎：0957-65-2888又は050-3536-2011
- 年金相談：保険年金課 ☎050-3381-5039
- DV相談：南島原市配偶者暴力相談支援センター  
 （福祉保健部こども未来課）☎050-3381-5050
- 南島原警察署：南島原市口之津町丙2113-13☎0957-86-2110  
 ：有家交番☎0957-82-2450

全 国	<p>■法テラス：法的トラブルでお困りの方 ☎0570-078374</p> <p>■国民生活センター：☎03-3446-1623</p> <p>■消費者ホットライン：☎188(イヤヤ)又は、0570-064-370</p> <p>■児童相談所全国共通ダイヤル 189(イチハヤク) 虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談</p>
	<p>■長崎県弁護士会 長崎市栄町1-2 5 長崎MSビル4階 ☎095-824-3903</p> <p>■長崎県司法書士会 長崎市興善町4番1号 ☎095-823-4777</p> <p>■長崎県行政書士会 長崎市桜町3-12 中尾ビル5F ☎095-826-5452</p> <p>■長崎県土地家屋調査士会 長崎市桜町7番6-101号 サンガーデン桜町1階 ☎095-828-0009</p> <p>■長崎県社会保険労務士会 長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B ☎095-821-4454</p> <p>■長崎県宅地建物取引業協会 長崎市目覚町3-1 9 ☎095-848-3888</p> <p>■九州北部税理士会長崎支部 長崎市八百屋町2番地3 ☎095-821-0600</p> <p>■長崎県消費生活センター：☎095-824-0999</p>
市	<p>■島原公証役場：遺言書・契約書作成 島原市白土町1030-1 ☎0957-62-7822</p> <p>■長崎家庭裁判所島原支部・島原簡易裁判所 島原市城内1-1195-1 ☎0957-62-3151</p> <p>■交通事故巡回相談：島原市役所市民相談室 ☎0957-63-1111 (内線184)</p>
外	<p>※開催日、予約開始日など各相談所で異なりますので必ず事前にお問合せの上、ご利用ください。</p> <p>◆電話勧誘での対応</p> <p>●はっきりと告げる。(YESかNOかの返事をする)</p> <p>①署名や捺印はすると時は、よく読み、そして考えてから行う。 契約をひとりではしないようにしましょう。</p> <p>■電話口での対応</p> <p>●ナンバーディスプレイ、録音可能な型式の電話機に変える。●特定電話や非通知には出ない。●関係者は電話帳に登録しておく。掛かってきたら表示するように設定。●電話に出てから急に不安になった時は、「会話を録音させていただけます。」と告げて録音ボタンを押す。</p> <p>■特殊詐欺対応</p> <p>●社会環境の変化を通して孤独に生きる人の心に入り込んできます。「何故こんなものに引っかかるのか」と廻りがよく言います。だが配偶者がいる人さえ相談しない場合が多々あります。孫や子どもとの接触が薄くなり、何かを与えれば喜ぶことを知っており、その行為をする機会を待ち続けたのかもしれない。よって、それを顕著にあらわしているのが特殊詐欺です。何故引っかかるのかと思ってはいけません。その方の心の環境がそこにあるからです。お金の管理、訪問販売人への対応及び電話対応など生活自体を身近な人が親身に成って見つめ直す必要があります。</p>

<p>■アパートなどを借りるときは</p> <p>●チェックリストを作成して契約しましょう。写真を撮っておきましょう。トラブルが生じた時は国土交通省住宅局の原状回復をめぐるトラブルとガイドラインをご覧ください。「原状回復」とは、入居時の状態に完全に戻すことではありません。トラブル防止のためには、入・退去時における物件の状況(写真など)や、原状回復などについて賃貸借契約書の内容をしっかり確認しておくことが大切です。</p> <p>■自宅の玄関に見覚えのないシールが貼ってないですか。</p> <p>●家(自宅)や事務所や勤務先の玄関や壁に設置している機器や廻りの壁、アパートのドアやドアの廻りなどに見覚えのないシール(検査済み・調査済・色シールなど)が貼ってあったり、文字や記号など書かれていないですか。次に来る者への目印の場合がありますので、見覚えがないものは剥がしましょう。月に一度は家の周りを点検すれば、家があなたに何かを語りかけることでしょう。</p> <p>■働く人のための法律・制度・年金保険</p> <p>○労働基準法○女性活躍推進法○男女雇用機会均等法○育児介護休業法○最低賃金法○パートタイム労働法○労働派遣法○公益通報者保護法○障害者の雇用の促進等に関する法律○職業安定法○中小企業退職金共済法○賃金の支払の確保等に関する法律○個別労働関係紛争解決促進法○民法・刑法○健康保険法・雇用保険法・労災者災害補償保険法○厚生年金保険法○ストレスチェック制度</p> <p>簡単なフォーム(様式・書式など)ご紹介できます。</p> <table border="1"> <tr> <td>*遺産分割協議書</td> <td>*賃貸借契約書(アパート・土地)</td> </tr> <tr> <td>*退職願と退職届*委任状*議事録</td> <td>*売買契約書(土地・建物)</td> </tr> <tr> <td>*雇用契約書(労働契約書)</td> <td>*内容証明*死亡届*改正原戸籍申請</td> </tr> <tr> <td>*督促状*請求書(未収金)</td> <td>*示談書*金銭消費貸借契約書</td> </tr> </table> <p>■クーリング・オフの書き方</p> <p>契約解除通知書</p> <p>■契約年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>■商品名 〇〇〇〇</p> <p>■契約金額 〇〇〇〇円</p> <p>■販売会社 〇〇会社〇〇支店 担当〇〇氏</p> <p>上記の契約をクーリング・オフします。支払い済みの〇〇円を返金し、商品を引き取ってください。</p> <p>平成〇〇年〇〇月〇〇日 長崎県〇〇市〇〇〇〇番地 南島原 ジオ子</p> <p>■遺言のおすすめ</p> <p>遺言書はメッセージであり、法律上の有効・無効は相続人のトラブルがなければ問題ありません。親の気持ちを子たちが汲み取ってほしいのです。出来れば遺留分を侵さない遺言にする。法的効力はありませんが、付言事項も書いておきましょう。たとえば「太郎と花子はお父さんのかわりに、二人で力を合わせてお母さんを助けてあげてください。」など。</p> <p>1. 遺言の種類は、①自筆証書遺言 ②公正証書遺言 ③秘密証書遺言</p> <p>2. 遺言書のフォーム、公正証書遺言作成の必要書類等の一覧表もご用意できます。</p>	*遺産分割協議書	*賃貸借契約書(アパート・土地)	*退職願と退職届*委任状*議事録	*売買契約書(土地・建物)	*雇用契約書(労働契約書)	*内容証明*死亡届*改正原戸籍申請	*督促状*請求書(未収金)	*示談書*金銭消費貸借契約書
*遺産分割協議書	*賃貸借契約書(アパート・土地)							
*退職願と退職届*委任状*議事録	*売買契約書(土地・建物)							
*雇用契約書(労働契約書)	*内容証明*死亡届*改正原戸籍申請							
*督促状*請求書(未収金)	*示談書*金銭消費貸借契約書							

**■ だれが相続人に ■**

配偶者が ↓いない	いる →	子供が ↓いない	いる →	配偶者 1 / 2 子供 1 / 2	
子供が ↓いない	いる →	子供	父母が ↓いない	いる →	配偶者 1 / 2 父母 1 / 2
父母が ↓いない	いる →	父母	兄弟が ↓いない	いる →	配偶者 1 / 2 兄弟 1 / 2
兄弟が ↓いない	いる →	兄弟	配偶者		
国へ					

**■ 遺 留 分 ■**

遺留分権利者	遺留分割合	各相続人の遺留分割合
配偶者と子	財産の 1 / 2	・配偶者→ 1 / 4 ・子→ 1 / 4 を人数で均等分割
配偶者と直系尊属	財産の 1 / 2	・配偶者→ 1 / 3 ・直系尊属→ 1 / 6 を人数で均等分割
配偶者と兄弟姉妹	財産の 1 / 2	・配偶者→ 1 / 2 ・兄弟姉妹→ なし
配偶者のみ	財産の 1 / 2	・配偶者→ 1 / 2
子のみ	財産の 1 / 2	・子→ 1 / 2 を人数で均等分割
直系尊属のみ	財産の 1 / 3	・直系尊属→ 1 / 3 を人数で均等分割
兄弟姉妹のみ	なし	・兄弟姉妹→ なし

**■ 郵便物（ハガキ）・ゆうパックの受取拒絶の記入方法 ■**

郵便物の上部空白部分に貼る。

**受取拒絶**

本郵便の受取を拒絶します。

平成 年 月 日 署名 印

☆ もしも罪を犯していないのに逮捕されたら あなたはどうします。☆

逮捕されたら原則として72時間拘束され、その後10日以内勾留。さらに10日で最長23日間、警察の留置場などで孤独で過ごします。そこで、知り合いの弁護士に連絡するか、当番弁護士制度を利用する方法。逮捕されたら自分で電話はかけることができないので、あなたが、警察官や裁判官に「当番弁護士を呼んでください。」と言えば弁護士会に連絡が入り当番弁護士が原則24時間以内に出動します。(弁護士会HPより抜粋)

●当番弁護士 (最初の出動費用は弁護士会が負担されて、実質無料)

長崎地区・離島地区\*\*\* ☎095-823-1236

佐世保地区\*\*\*\*\* ☎0956-22-9404

●長崎県弁護士\*\*\*\*\* ☎095-824-3903

**■ 学校長・学校関係の皆様**  
**出前教室(講座)を開催しませんか。(開催は無料)**

◆自分の意思に関係なく、突然、子どもたちに降りかかってくる可能性があります。たとえば、特殊詐欺(サギ)・電話勧誘・人権侵害(虐待・いじめ・差別)・携帯やネットトラブルなどがあります。そこで、事前知っているのと知らないのでは、対応についての差が出てくるはず。また、進学や就職したら社会と接触する機会が増え、多岐多様なトラブルに遭遇したり、社会の仕組みなどで戸惑うことが多々あります。そして、学校生活や家庭生活や人間関係などで困った時や社会の仕組みで改善して欲しい事や疑問に思っていることがあると思います。そこで、何処に相談したらいいのか困ったとき、まず「総務省の出前教室」を思い起こしていただければと思います。



- ◆**出前教室 (小学校・中学校)**
1. 人の一生と行政とのかかわり
  2. 総務省 行政相談委員とは
  3. 国の仕事やその手続
  4. インターネットトラブル
  5. 具体的な相談内容と身近で改善された事例
  6. 日本と世界の解決手段
  7. 困った時の相談先
  8. 質疑応答 アンケート

- 出前教室 (高校)**
1. 日常生活と行政とのかかわり
  2. 国の仕事やその手続
  3. 社会での直面する出来事
  4. ネット社会の現状(トラブル)
  5. 具体的な相談内容と身近で改善された事例
  6. 人権侵害とハラスメント
  7. 18歳選挙
  8. 日本と世界の解決手段・困った時の相談先
  9. 質疑応答 アンケート

- 出前教室 (社会人)**
1. 人の一生と行政とのかかわり
  2. 日常生活と行政とのかかわり
  3. 国の仕事やその手続
  4. 相談内容と改善された事例
  5. 生前にする財産対策(相続、遺言)
  6. 長寿社会への対応
  7. 人権侵害と各種のハラスメント
  8. 特殊詐欺の現状と対策
  9. オンブズマンと海外の状況
  10. 各種の人権相談窓口の紹介
  11. 質疑応答

◆**オンブズマン制度とは**、スウェーデン語でOmbudsmanと書き、1809年にスウェーデンで創設され、その目的は、国家(権力者)による意志決定が難しい事態に陥った時に、政治体制や身分階級の序列に加わらない人が、その仲裁や査定を行うもので制度化されてきたものである。

◆**オンブズマン制度発足200周年記念式典**に出席して、国際オンブズマン研究所並びにスウェーデン議会主催、カール16世グスタフ国王・王妃ご臨席のもと晩餐会を開いていただきました。会場はスウェーデンストックホルムの市庁舎で、毎年ノーベル賞晩餐会の会場で、同様にさせていただきました。

■学校・企業・組織の人事担当者様（開催は無料）■

\*人権研修会を開催しませんか。事前に開催しておけば抑止力になります。問題が大きくならないうちに。ハラスメント防止対策は事業主の義務



人権侵害は、加害者も被害者も企業組織にとっても不幸です。特に職場でのハラスメント加害者は、今まで培ってき信頼・信用などが、一瞬に吹き飛んでしまいます。今では被害者が嫌と感じたら人権侵害に成ることもあります。法務省の人権相談は無料であり、入口と出口を持っている公的機関です。「抑止力」に成るはず。一度開催をご検討ください。

ハラスメントには道徳的側面と法的側面があります。セクハラは男女雇用機会均等法で法制化されていますが、パワハラは防止についてはようやく行為類型が明示された段階で、まだ法制化されていません。セクハラは、性的言動は原則として業務に関係ないので、それを被害者が嫌だと思えばどんなものでも人権侵害です。「いじわるする人は、不幸だからです。幸せな人は、いじわるしないのです。」

◆テーマ（例） 「学校におけるパワハラとその対応」  
「職場における各種ハラスメントとその対応」

■人権侵害の立場の相違

1. あなたが、不快だと感じたら人権侵害も考えられます。
  2. あなたが、加害者になっていませんか。
  - ①あなたの何気ない発言が隣人に苦痛を与えている場合があります。
  - ②自分では何でもない発言でも周りの人が負担に感じる場合があります。
  3. 職場に、こんな人がいませんか。
  - ①地位や先輩の立場を利用して弱い立場の部下や後輩に圧力を与えている人、生活の糧である職場を去らなければ成らなくなった人があなたの周りにいませんか。今、あなたもいじわる受けていませんか。
  4. 相談先：社内コンプライアンス部署、直属の上司、別の部署の上司、人事課、労働組合、労働基準監督署、労働局雇用均等室、労働委員会、法テラス、みんなの人権 110 番(法務省)、かいけつサポート、弁護士会、警察、南島原市市民相談センター、南島原市こども未来課
- \* パワハラチェック表、ストレスチェックリストもご用意できます。

■一人で悩まず、困ったときの人権相談：◆みんなの人権 110 番 ☎ 0570-003-110  
◆子どもの人権 110 番 ☎ 0120-007-110 ◆女性の人権ホットライン ☎ 0570-070-810 ◆インターネット人権相談受付窓口（24時間受付）◆外国人のための人権相談◆子どもの人権 SOS ミニレター：「いじめ」、親からの虐待など、先生、保護者にも話せない悩みごとのご相談に応じています。◆長崎地方法務局人権擁護課 ☎ 095-820-5982 ◆長崎地方法務局島原支局 ☎ 0957-62-2513

講演先：南島原市教育委員会学校ハラスメント予防担当者/長崎県立翔南高校/長崎県立口加高校/小中学校/行政相談委員支部/島原人権擁護委員協議会/NPO 法人/障害者福祉施設職員/企業経営者会など

くらし全般・行政・人権の無料相談所

毎月第2・第4木曜日/開所時間：17時30分より

◆会場◆南島原市ありえコレジヨホール2階研修室3（和室）  
☎050-3381-5047 ■お体に合わせて1階のエレベーターご利用下さい。

2018年 (H30)		2019年 (H31)	
1月11日(木)	7月12日(木)	1月10日(木)	7月11日(木)
1月25日(木)	7月26日(木)	1月24日(木)	7月25日(木)
2月8日(木)	8月9日(木)	2月14日(木)	8月8日(木)
2月22日(木)	8月23日(木)	2月28日(木)	8月22日(木)
3月8日(木)	9月13日(木)	3月14日(木)	9月12日(木)
3月22日(木)	9月27日(木)	3月28日(木)	9月26日(木)
4月12日(木)	10月11日(木)	4月11日(木)	10月10日(木)
4月26日(木)	10月25日(木)	4月25日(木)	10月24日(木)
5月10日(木)	11月8日(木)	5月9日(木)	11月14日(木)
5月24日(木)	11月22日(木)	5月23日(木)	11月28日(木)
6月14日(木)	12月13日(木)	6月13日(木)	12月12日(木)
6月28日(木)	12月27日(木)	6月27日(木)	12月26日(木)

◆あとがき

わたくしは、国民の身近な相談相手として行政全般（国・県・市町村）についての苦情や意見や要望を受け付けし、その解決や実現の促進を図るとともに、それらを行政の制度及び運営の改善に反映させるお手伝いをしています。諸外国においても国民の行政に対する苦情を的確に解決するため、国情に応じた工夫がなされ、オンブズマン制度もそのひとつで、我が国の行政相談制度はオンブズマン的機能も発揮しております。

また、人権問題の解決へのお手伝い、法務局と連携して人権侵害による被害者の救済や人権の啓発活動を行っています。

無料の相談だからこそ相談される方のきびしい評価がなされるものと常に考えて対応しています。無料だから限りなく出来る楽しみもあります。

自分の自由時間をいかに地域に生かすかであり、相談事業も町づくりや文化と同様に汗の中から生まれるからです。まず隣人へ、そして隣人から隣人へと相談事業を広め、理解していただく地道な活動こそ大切と考え、今日も地域を歩き、これからも地域と共に歩き続けようと思っています。

■全国どこからでもご相談いただけます■



総務省 行政相談委員  
法務省 人権擁護委員  
国際ナショナルパブリックオンブズマン  
所属学会（国内）日本オンブズマン学会  
長崎行政相談委員協議会 会長  
南島原くらしの総合相談所長 木村優仁  
電話&FAX0957-82-5923/携帯☎090-1362-0138

Mail : arie@minamishimabara.com

URL : <http://www.minamishimabara.com>

## 暮らしの中で（身近で）お困りのことは、ありませんか

### ◇具体的相談内容の一覧◇

<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権</li> <li>・学校</li> <li>・高齢者</li> <li>・障害者</li> <li>・女性</li> <li>・働く人のための法律制度</li> </ul>	<p>学校でのいじめや体罰、高齢者や子どもの虐待暴行、DV（ドメスティック・バイオレンス）、障害者のある人に対する不当な扱い、女性に対する差別、外国人への差別、インターネットへの悪意の書き込み、パワハラ、セクハラ、マタハラ、カジハラ、オワハラ、モラハラ、カラハラ、ドクハラ、名誉棄損、プライバシー侵害、騒音、悪臭、ばい煙、差別、ADR（裁判外紛争解決手続）、ストレスチェック制度、女性活躍推進法、名誉毀損罪、侮辱罪、脅迫罪、強要罪、傷害罪、オンブズマンとは、</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権</li> <li>・職場で受けていないですか</li> </ul>	<p>①生活の糧である職場より去ることを余儀なくされた人はいませんか。貴方や貴方の周りに各種のハラスメントを受けている人はいないですか。②あなたが、通常では、やり過ぎ、苦痛、負担に感じていませんか。③差別、強制、圧力及び不当な扱いを受けていないですか。④職場で嫌がらせを受けていないですか。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権</li> <li>・職場で与えていないですか</li> </ul>	<p>①自分では何でもないことでも、周りが負担に感じる場合があります。あなたの何気ない発言が隣人に苦痛を与えていないですか。②職場の地位や先輩の立場を利用して、弱い立場の部下や後輩に圧力を与えていないですか。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校</li> <li>・中学校</li> <li>・高校</li> </ul>	<p>無料通信アプリ LINE(ライン)でのトラブル、携帯とネットでのトラブル、フィルタリング、チェーンメール、迷惑メール、心当たりのない利用料の請求、有害サイト、</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者</li> <li>・老人保健</li> <li>・教育</li> </ul>	<p>介護で悩んだときの各種施設の紹介、介護保険、後期高齢者医療制度での保険料、 転校、高卒認定（大検）、通信大学、通信講座、教育ローン、奨学金、</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会生活</li> <li>・社会一般</li> </ul>	<p>電話、通信、郵便、裁判員制度、育児休業、出産育児一時金、母子健康手帳、パスポート、ビザ、養育費、戸籍、住民票、住基ネット、成年後見制度、保佐制度、補助制度、任意後見制度、出生、養子縁組、予防接種、公衆電話、幼稚園、保育園、認可保育所、学童保育所、児童手当、奨学金、リサイクル、死亡届、失踪、遅延証明書、身体障害者手帳、療育手帳、認知、結婚、離婚、出生、入学、転校、18歳選挙、名や姓の変更、マイナンバー、</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者保護</li> </ul>	<p>ADR「裁判外紛争解決手続」、多重債務、金銭消費貸借契約書、抵当権、督促状、支払督促、利息制限法、保証人、連帯保証人、本人訴訟、少額訴訟（60万）、おれおれ詐欺、振込め詐欺、迷惑メール、簡易裁判所、クーリング・オフ、訪問販売、</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・消費者保護</li> </ul>	<p>実印、任意整理→特定調停→個人債権者再生制度→自己破産、日本学生支援機構、金投資、株取引、商品先物取引、外貨</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路</li> <li>・交通安全</li> </ul>	<p>道路修繕、雑草、一時停止などの標識、安全柵、信号、横断歩道、歩道橋、交通事故、カーブミラー、信号機、標識、歩道橋、横断歩道、示談、マイカー廃車、免許更新、車庫証明、自賠責、任意保険、車検、リサイクル、廃車、</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・年金</li> <li>・恩給</li> <li>・退職</li> <li>・就職、</li> </ul>	<p>農業者年金、老齢基礎年金、年金便、年金加入履歴、年金分割、障害基礎年金、恩給、遺族基礎年金、在職老齢年金、学生納付特例制度（社会人30才未満）、自己都合退職、会社都合退職、育児休暇、退職金、失業手当、再就職手当、健康保険切替、任意継続被保険者制度、職業紹介業、職業訓練、</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種税金</li> <li>・税務申告</li> </ul>	<p>国税・県民税・市民税、所得税、消費税、相続税、贈与税、譲渡所得、雑所得、マイフォーム減税、年末調整、修正申告、更正、確定申告、e-tax、株の売買、印税、パート、</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・土地</li> </ul>	<p>賃貸借、所有権移転、登記、売買契約書、権利証、借地権、地上権、くぼみ、境界問題</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・建物</li> </ul>	<p>賃貸借、手すりの設置、空き家の瓦で被害、空き家の白アリで被害、売買契約書、住宅ローン、登記、建物の表題登記、所有権の保存登記、敷金、家賃、建築確認、</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・相続</li> <li>・農地</li> <li>・贈与</li> </ul>	<p>法定相続分、相続税、遺留分、寄与分、遺贈、土地の相続、遺産分割協議、預金、不動産登記、 暦年課税制度、相続時精算課税制度、贈与税、住宅資金贈与の特例、生前一括贈与、総合名寄帳、固定資産税課税証明書、固定資産税課税台帳登録証明書、</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・遺言</li> <li>・死亡</li> <li>・戸籍</li> </ul>	<p>自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言、緊急時遺言、遺贈、公証人役場、証人、立会人、遺言書式、検印開封、住民票、戸籍謄本、帰化、死亡届、葬儀、墓、献体、終活（エンディングノート）</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・労働</li> <li>・保険</li> <li>・医療保険</li> </ul>	<p>社会保険（厚生年金・健康保険）、労働保険（雇用保険・労働災害補償保険）、労働一般、パートタイム、派遣労働者、健康保険、国民健康保険、高額医療費、医療控除、医療費自己負担額、</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・商取引</li> <li>・契約</li> </ul>	<p>小切手、手形、不渡り、貸倒金、会社設立、開業、廃業、起業化、公的金融機関、資金調達、個人輸入、信用保証協会、古文的契約書の解明、クラウドファンディング、SIB、</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・許認可</li> <li>・登記登録</li> </ul>	<p>特許、実用新案、商標、意匠、所有権移転、ペット登録、道路使用許可、</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護</li> </ul>	<p>申請方法、生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、葬祭扶助、出産、生業、生活自立支援、</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス</li> <li>・福祉衛生</li> </ul>	<p>国・県・市町村の窓口の対応、各種許認可申請、社会福祉一般、生活衛生、環境衛生、内容証明、印鑑証明、</p>